

葛飾区自殺対策計画の進捗状況について

令和2年3月に策定した「葛飾区自殺対策計画」で示している区の施策における令和5年度の進捗状況等について報告します。

1 計画の数値目標

平成27（2015）年の年間自殺死亡率23.8（人口10万対）を令和8年（2026）年までに30%以上減少させ、16.7以下にすることを目指しています。



2 計画の評価

「葛飾区自殺対策計画」では、次の評価指標により自殺対策の評価を行うこととなっています。

(1) 人材育成の推進状況

【指標】ゲートキーパー養成総数

※令和5年12月末時点

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1,741人	2,108人 (+367人)	2,399人 (+291人)	2,569人 (+170人)	2,732人※ (+163人)
目標値	—	2,000人	2,200人	2,400人	2,600人

(評価) 毎年度200人～300人の受講があり、目標値を達成している。引き続き一般区民や民生・児童委員、区職員等に対して講座を実施し、ゲートキーパーを養成する。

(2) 自殺対策に関する周知度※

【指標①】自殺対策の各種取り組みの周知度

	平成30年度	令和5年度
実績	5%未満	1.0%～24.5%
目標値	—	10%

(評価) 事業により低いもの（自殺対策に関するパネル展1.0%など）と高いもの（保健センターにおける心の健康相談24.5%）がある。広報かつしかやホームページなど、世代に応じた媒体を活用し、継続して周知が必要。

【指標②】眠れない日が続くときに「スマートフォン等の電子機器でゲームやSNSなどを行う人」の割合

	平成30年度	令和5年度
実績	26.0% (ゲーム、インターネットやSNSで1項目)	(ゲーム) 5.2% (インターネットやSNS) 20.9%
目標値	—	減少

(評価) 眠れない日が続くときの対応として、電子機器を使用する方の割合は横ばいだった。一方で「医師に相談する」「市販の睡眠薬を服用する」方の割合は増加、「入浴する」「運動する」方の割合は減少した。睡眠について正しい知識の普及啓発が継続的に必要。

※出典：葛飾区保健医療実態調査（令和5年度）

(3) 自殺の状況

【指標】 自殺死亡率（人口10万対）

	平成30年	令和4年
実績	20.0	18.8
目標値	—	18.7

(評価案) 令和3（2021）年に16.6と目標値を達成したが、翌年から増加に転じた。継続して自殺対策事業に取り組む必要がある。

3 葛飾区の自殺の状況について

(1) 自殺死亡率

葛飾区における自殺死亡率（人口10万対）は、全国、東京都に比べ経年的に高い数値で推移していましたが、令和2年（2020）年から減少に転じていました。しかし、令和4（2022）年は、前年に比べて2.2ポイント増加しており3年ぶりの増加となりました。なお、全国・東京都は2020年から増加傾向にあります。

	全国	東京都	葛飾区
平成28年	17.0	16.6	21.0 (95人)
平成29年	16.5	15.9	18.4 (84人)
平成30年	16.2	16.2	20.0 (92人)
令和元年	15.7	15.5	22.7 (105人)
令和2年	16.4	15.9	19.2 (89人)
令和3年	16.4	16.3	16.6 (77人)
令和4年	17.3	17.2	18.8 (87人)

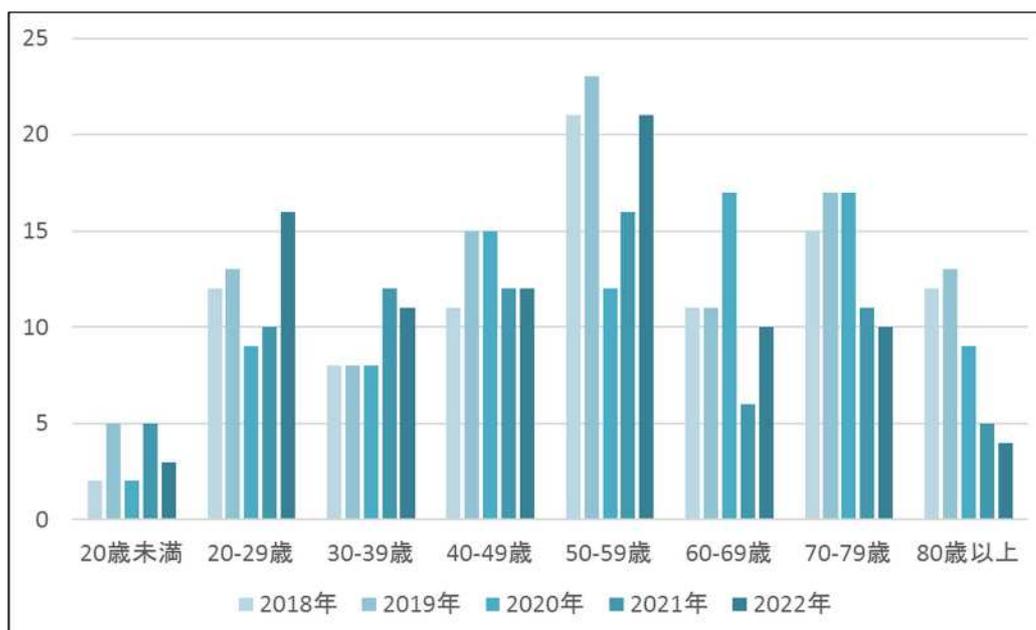
※ () は自殺死亡者数



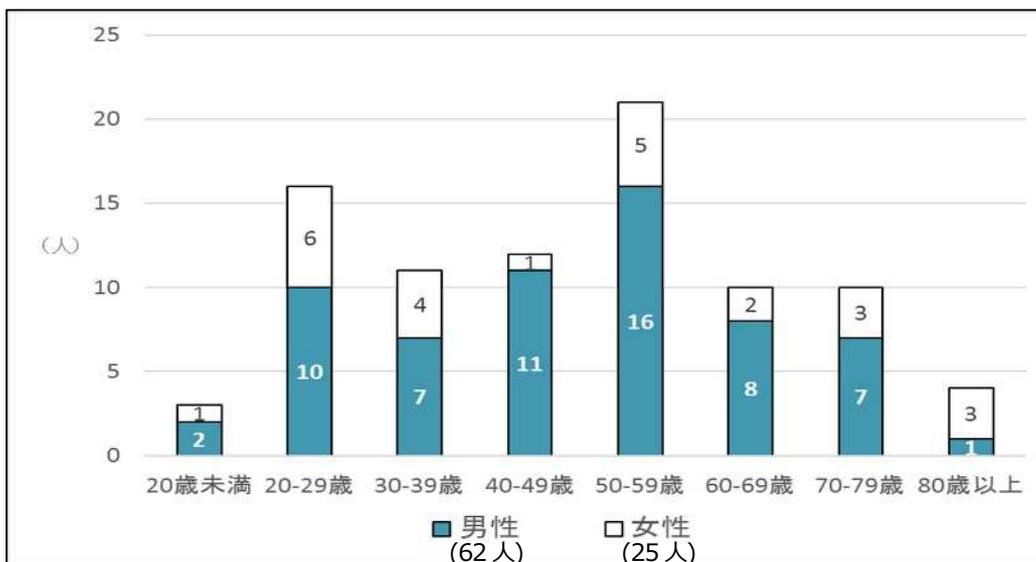
注) 自殺死亡率について

自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの

(2) 葛飾区における過去5年間の年代別自殺死亡者数



(3) 葛飾区における2022年の性別・年代別の自殺死亡者数



4 自殺対策の主な実施内容（詳細は資料1-2参照）

(1) 地域におけるネットワークの強化

区では、平成30年度から、自殺対策についての共通認識を深め、総合的で効果的な自殺対策の推進を図るために「葛飾区自殺対策連絡協議会」等を開催しています。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策では、様々な悩みや困難を抱えている人に対して、早期に「気づき」、「受け止め」て、適切な関係機関に「つなぐ」ことが重要です。これらを行う人材を育成するため、ゲートキーパー研修・講座を実施しています。

令和5年度は、ゲートキーパーとして家族や友人等の身近な人の悩みに対応できるよう、区民を対象にした研修を2回開催するほか、新たに民生委員・児童委員と高齢者総合相談センター職員にも研修を開催しました。また、研修の受講者には、相談窓口を確認できるQRコード入りの修了証を交付しました。

(3) 区民への啓発と周知

① 自殺対策強化月間の取組

東京都の自殺対策強化月間である9月及び3月に、区も積極的に普及啓発を行っています。令和5年度は、区役所区民ホール等において自殺予防に関するパネル展示を行うとともに、広報かつしかへの自殺対策の特集記事の掲載や、区役所等の区施設にあるトイレに相談窓口案内カードを設置しました。

② 広報活動

広報かつしか、区ホームページなどを積極的に活用し、区民や関係機関に向けて普及啓発を行いました。区ホームページでは、パソコンやスマートフォン等で、気軽にこころの健康状態をチェックできるメンタルセルフチェックシステムである「こころの体温計」を実施しており、チェック後の画面から、相談窓口を確認できるようになっています。

③ 自殺対策講演会

自殺に関連の深い、うつ病、依存症などの精神疾患などをテーマに、講演会を開催しています。令和5年度は、資料1-2のとおり2回開催しました。

(4) 生きることの促進要因の支援（当事者支援）

救急病院との連携による自殺未遂者支援

自殺企図や自殺未遂等により医療機関を受診した区民の再発を防止するために、救急医療機関と連携を行っています。当事者の同意が得られた場合、医療機関から情報提供を受け、各保健センターにおいて退院後の相談支援を行っています。

令和3年10月から、従来の区内2医療機関に加えて、3次救急である区外2医療機関と連携を開始し、計4か所の医療機関と連携しています。